平成２２年（フ）第２７２号
北海道旭川市曙１条６丁目２番19号　スカイコーポ203
破産者　巻下加寿子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８号
青森市金沢４丁目８番37号
破産者　杉山　憲久
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
岩手県一関市中央町１丁目６番５号
破産者　新城　和彦
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１０６号
山形市末広町11番１―303号　ＹＡＭＡＧＥＮ末広
破産者　塩野　真紀
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２１号
山形県寒河江市本楯３丁目166番地の18、申立時住所山形県東村山郡中山町大字長崎3030番地27
破産者　木村　正徳
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４２号
山形市元木１丁目11番10号　元木ビアンカ201号、開始決定時の住所山形県上山市矢来４丁目11番43―33号
破産者　江波　義夫
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８８号
山形県南陽市若狭郷屋814番地の18
破産者　鈴木　　茜
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２８５号
福島県いわき市鹿島町米田字塙19番地の６、前住所福島県いわき市小名浜岡小名字反町13番地の１　ＭＤマンションＡ―１Ｃ
破産者　田邉　和弘
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１３４号
埼玉県熊谷市葛和田3190番地２
破産者　川田　　茂
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５５号
千葉県匝瑳市東谷149番地
破産者　高橋　一雄
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４４０号
横浜市栄区飯島町2907番地１　みどり野ハイツ12棟206号
破産者　三上　盛夫
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９４号
横浜市戸塚区汲沢町1154番地　ぐみざわ東ハイツ５棟512号
破産者　田中しげ子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７９４号
横浜市緑区霧が丘３丁目25番地２　霧が丘グリーンタウン410号
破産者　原　喜代美
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１２号
石川県河北郡津幡町字潟端415番地13
破産者　竹原工業こと　竹原　　歩
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２７５号
石川県金沢市昌永町３番６号
破産者　柏　　周子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２９８号
金沢市香林坊２丁目４番３号　金沢香林坊マイアトリア505、住民票上の住所石川県白山市河内町きりの里54番地
破産者　大西　一美
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１１４号
長野県中野市大字上今井2678番地の１
破産者　丸山　博國
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸572番地の５　ピースフル高橋102号、開始決定時の住所岐阜県安八郡神戸町大字丈六道1112番地
破産者　片桐美千代
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１７９０号
大阪府交野市星田４丁目３番４号
破産者　近藤　貴明
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係